

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る 国民健康保険料の減免について（令和4年度）

1 国民健康保険料の減免について

- 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る保険料の減免については、国の財政支援を受けている。
- 今般、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免等について」（令和4年3月14日付厚生労働省事務連絡）により、財政支援が延長されることとされた。
- 令和4年度における取扱いとして、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限がある令和4年度分の保険料の減免を行った場合について、以下のとおり減免に要する費用は特別調整交付（補助）金の財政支援の対象とされる。

2 財政支援の割合

- 別紙の基準に該当する被保険者に対して、令和4年度分の保険料であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。）が到来する保険料の減免を行った場合は、次のとおり、保険料減免総額が市町村調整対象需要額に占める割合に応じて、それぞれに定める割合に相当する額について、特別調整交付金で財政支援を受ける。

- (1) 保険料減免総額（令和4年度分の保険料）が市町村調整対象需要額の3%以上である場合 保険料減免総額の10分の10相当額
- (2) 保険料減免総額（同上）が市町村調整対象需要額の1.5%以上3%未満である場合 保険料減免総額の10分の6相当額
- (3) 保険料減免総額（同上）が市町村調整対象需要額の1.5%未満である場合 保険料減免総額の10分の4相当額

（西東京市の令和3年度の実績）

減免総額 約4,600万円 ÷ 調整対象需要額 63.5億円 = 0.72%

本市は（3）に該当し、減免総額の10分の6が市の財政負担となる見込みである。

3 今後の対応

- 4月 国民健康保険運営協議会への諮問
- 6月 国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）を上程